

湖西市告示第 97号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 19 条第 1 項の規定により都市計画を決定したので、同法第 20 条第 1 項の規定により、次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和 8 年 3 月 31 日

湖西市
上記代表者 湖西市長 田内 浩之



- 1 都市計画の種類及び名称
湖西都市計画地区計画 内山地区計画
- 2 都市計画を定める土地の区域
縦覧する計画図表示のとおり
- 3 都市計画の案の縦覧場所及び意見書提出先
湖西市役所都市整備部都市政策課